

病児保育事業に係る看護師等配置要件の趣旨の明確化

要綱改正

提案主体：鳥取県、中国地方知事会、関西広域連合、日本創生のための将来世代応援知事同盟、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、堺市

現在

- 国の補助を受けて病児保育^{*}を実施する場合、**看護師等を利用児童概ね10人につき1名以上**配置しなければならない ※当面症状の急変は認められない

職員を**常時**、配置すべきかが**不明確**

見直し

提案実現後

- **職員を常時、配置しなくてもよい場合を明確化**

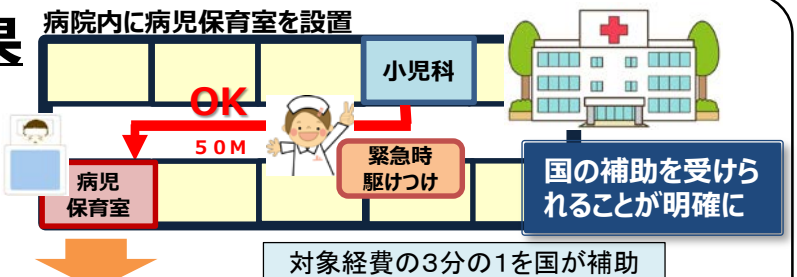
看護師等が緊急時に駆けつけられる場合

支障



病院・診療所内で看護師等を保育室に常駐させずに病児保育を行う場合、**国の補助対象か否かが明らかでなく、自治体の負担で実施**

効果



病児保育が広がる

地方における子育て環境の充実
女性の活躍推進にも資する

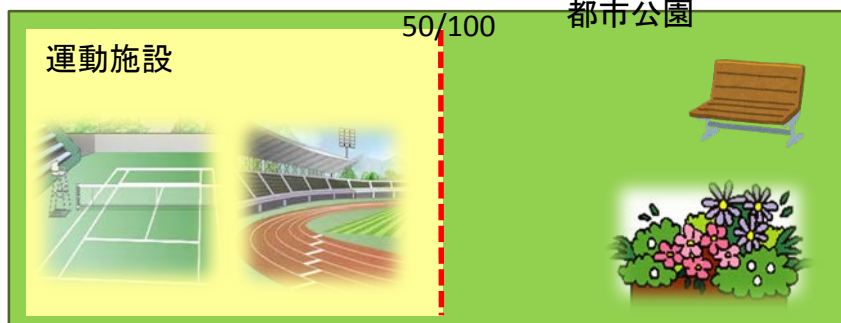
都市公園における運動施設の敷地面積に係る基準の弾力化

政令改正

提案主体: 岐阜県

現在

- 都市公園の中の運動施設の敷地面積は、都市公園の敷地面積全体の100分の50以下と規定



支障

- ・バリアフリー化ができない
- ・記者室やドーピングコントロール室等が新設できず、国際大会等の誘致条件に対応できない

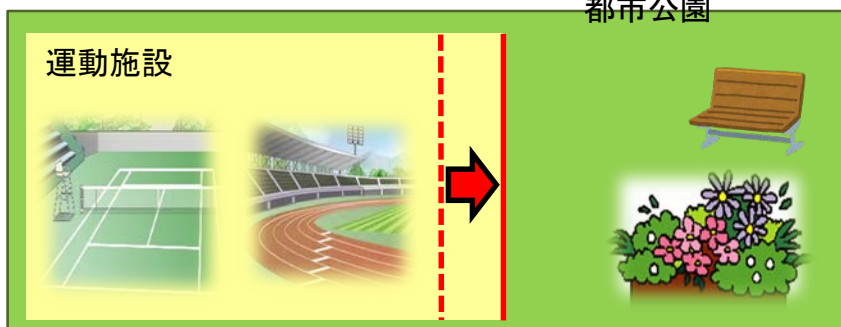
※岐阜県: 49.967%
→改修後: 50.25%(試算)



見直し

提案実現後

- 運動施設の敷地面積の割合の上限(100分の50以下)を弾力化(具体的な制度設計について平成28年中に結論)



効果

地域ニーズを踏まえた運動施設の整備促進

- 【例】
- バリアフリー化の推進
 - スポーツイベントの誘致など

地域の活性化

